

↳ 遺留分とは

Q : 私には息子が2人います。面倒を見てくれている次男に、財産のほとんどを相続させようと思いますが問題ありますか？

A : 相続人には遺留分という権利があります。長男がこの権利を請求しますと、その分は渡さなければなりません。

【解説】

相続人には、遺留分という最低限の財産を相続する権利があります。

(遺留分)

- ①配偶者と子が相続人の場合
配偶者1/4、子(全体で)1/4
- ②配偶者と父母が相続人の場合
配偶者1/3、父母(全体で)1/6
- ③配偶者のみが相続人の場合
配偶者1/2
- ④子のみが相続人の場合
子(全体で)1/2
- ⑤父母のみが相続人の場合
父母(全体で)1/3
- ⑥配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合
配偶者1/2、兄弟姉妹は遺留分なし
- ⑦兄弟姉妹のみが相続人の場合
遺留分なし

したがって、これを侵害された場合は、その侵害した相続人に対し遺留分の請求(減殺請求といいます)をすることができます。

ただし、この権利は、遺留分の侵害があったことを知った時から1年以内に行使しないと時効によって消滅することとなっています。

